

令和5年度 新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた太陽光発電・電気自動車等導入促進事業補助金 補助対象判断フローチャート表

令和5年6月第3版

本チャート表は、本補助金の補助対象事業、補助対象設備等要件のうち代表的なものを抜粋して簡略的に作成しています。

**実際に補助対象となるかどうかは、交付要綱や公募要領等に基づきます**ので、ご承知おきください。

【本チャートを利用するにあたり前提となる補助要件等】

- ①補助金の交付の対象となる者は、佐渡市若しくは粟島浦村に事業所を置く法人格を有する民間団体又は個人事業者、又は補助事業に参画してP P A事業を行う法人格を有する民間団体若しくは個人事業者です。 (交付要綱第3条参照)
- ②導入する太陽光発電設備や電気自動車等は、佐渡市又は粟島浦村で設置・使用する事業である必要があります。
- ③ここでいう「太陽電池出力(kW)」は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値です。  
また、交付要綱で定める補助対象事業の要件 (イ) を満たした太陽光発電設備の算定の対象とします。
- ④本事業で導入する太陽光発電設備の設置場所と電気自動車等の使用の本拠の位置が同一又は隣接地である必要があります。

